

京丹後市クラウド型電話交換機(PBX)導入等業務 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

現在本市では、庁舎整備事業として庁舎増築棟の新規整備及び既存庁舎（峰山庁舎、大宮庁舎）の改修を進めており、一方で、既存の電話交換機（以下「P B X」という。）の更新時期が迫っています。

そういった状況のなかで、多様化・高度化する地域課題に限られた職員で対応するため、庁舎整備に伴う新たな働き方の導入や新たな職場環境の整備が予定されていること、また、災害等の有事においても、損害を最小限に抑え事業の継続を図ることのできる環境構築が求められていることを踏まえ、将来的に多様な働き方に柔軟に対応可能な電話の仕組みを導入する必要が生じています。

本業務は、P B Xをクラウド化し、併せて固定電話のモバイル化を進めることで、機動的かつ柔軟に業務遂行ができる執務環境の構築を行うものです。

2 業務概要

(1) 業務名

京丹後市クラウド型電話交換機（P B X）導入等業務

(2) 業務場所

京丹後市地内

(3) 業務内容

京丹後市クラウド型P B X導入と庁内電話のモバイル化に関する環境構築業務及び保守運用業務

詳細は、京丹後市クラウド型電話交換機（P B X）導入等業務特記仕様書（参考案）（以下「特記仕様書」という。）のとおりです。なお、特記仕様書は、成果として求める最低限の内容を示すものであり、技術提案の内容を制限するものではありません。特記仕様書の内容に対応できない場合は、代替手段、もしくは実現しないことで問題ないかどうかを本市が判断しうる補足説明をご提案ください。

(4) 業務期間

環境構築業務 契約締結日から運用開始日の前日まで

保守運用業務 令和7年7月1日から令和13年6月30日まで（6年間）

※1 保守運用期間中に機種変更を1回行うこととする。

※2 本市都合で上記期間変更の必要が生じる場合は、双方で協議の上、変更内容を決定するものとします。

※3 令和7年3月中の契約締結を想定

※4 令和7年7月中の運用開始を想定。

(5) 業務の規模（提案上限額）

提案上限額は契約予定額を示すものではありません。

ア 環境構築業務

8, 510, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

設計・構築、アクセス回線整備、各種機器設置、IP固定電話設置、キッティングなどに係る経費を想定しています。

イ 保守運用業務

119, 462, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

上記金額は、保守運用業務に係る全ての費用の合算（6年間分の総額）とします。

スマートフォンのレンタルに係る経費（端末レンタル料、基本使用料、データ通信、MDMなど）、アクセス回線使用料、各種機器使用料、クラウド型PBX使用料、オプション料、機種変更経費（1回分）などに係る経費を想定しています。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル方式参加表明書の提出日を基準日として、次の各号の要件を満たす者となります。

(1) 一般競争入札の参加者要件関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生等関係

次のいずれかに該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可を受けているものを除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者（再生計画の認可を受けているものを除く。）

(3) 暴力団等の排除関係

京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(4) 指名停止関係

京丹後市工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年京丹後市告示第16号。）に基づく指名停止がなされていないこと。

(5) 不法行為関係

同種の業務に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。

(6) 税の滞納関係

国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) 事業許可関係

提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、登録又は指定を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可、登録又は指定を受けていること。

(8) 業務実績関係

スマートフォンと連携したクラウド型PBXについて、国又は地方公共団体への導入実績（包括的な導入・運用実績に限る。）を有し、仕様書の要件を確実に履行できるものであること。

(9) 事業者関係

「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」に適合していること。

(10) 協力者又は協力事務所関係

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務に関する統括責任者、実務担当者を除く、担当業務分野について、協力者又は協力事務所（以下「協力者等」という。）を加えることができます。

ただし、協力者等となった者及びその者の所属する企業等は本プロポーザルの応募者となることができません。

(11) 2社以上の事業者による提案

2社以上の事業者が連携のうえ提案することも認めます。この場合、公募型プロポーザル方式参加表明書は連名にて提出し、参加表明に必要な提出物のうち、会社

概要書、滞納がないことの証明（地方税）、未納の税額がないことの証明（国税）については、連携する事業者毎に提出すること。

参加資格要件のうち、業務実績関係については、連携する事業者のうち少なくとも1社が実績を有していれば要件を満たすものとします。

4 業務実施に関する条件

業務実施にあたっては、次の条件をすべて満たす統括責任者及び実務担当者を配置することとし、統括責任者と実務担当者の兼務は認めません。

当該条件を承知し、本プロポーザルに参加してください。

（1）統括責任者の配置

統括責任者（業務全体を統括する者）は次のことを満たす者であること。

ア 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者

イ 国又は地方公共団体から直接受注し、クラウド型P B Xの包括的な導入・運用業務に携わった実績を有する者

（2）実務担当者の配置

実務担当者（統括責任者の下で業務における担当技術者を総括し、本市との定期的な打合せに原則として毎回出席する者）は、次のことを満たす者であること。

ア 本プロポーザルに参加する者と直接雇用関係を有する者

5 委託する候補者の選定方法

職員等で構成する京丹後市クラウド型電話交換機（P B X）導入等業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を実施し、委託候補者1者及び次席者（優先順位を付す。）を選定します（応募者が1者の場合は、委託候補者の適否の審査を実施します。）。

業務実績、技術提案（提案内容、見積金額等）、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。なお、審査は非公開とします。

6 実施スケジュール

実施内容	実施期間
公募型プロポーザル公告	令和7年2月12日（水）
質問受付	令和7年2月12日（水）から 令和7年2月19日（水）まで
質問回答	令和7年2月20日（木）予定
参加表明書の受付	令和7年2月12日（水）から 令和7年2月28日（金）まで
参加資格審査結果の通知	令和7年3月3日（月）予定
技術提案書の受付	令和7年3月3日（月）から 令和7年3月10日（月）まで
技術提案の審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年3月14日（金）予定
技術提案審査結果の通知	令和7年3月17日（月）予定
契約	令和7年3月下旬 予定

7 参加表明

（1）提出物

- ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）
- イ 業務実績書（様式第2号）
- ウ 会社概要書（様式第3号）
- エ 滞納がないことの証明（地方税）
- オ 未納の税額がないことの証明（国税）

<留意事項>

様式規格はA4サイズ

様式の記載欄の大きさ変更及び2社以上の事業者が連携のうえ提案する場合の記載欄の追加は認めます。ただし、記載事項等の改変は認めません。

言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

提出物	留意事項
ア 公募型プロポーザル方式 参加表明書	・代表者印を押印すること ・2社以上の事業者が連携のうえ提案する場合、適宜記載欄を追加すること。
イ 業務実績書	(記載件数) 1件以上、5件以内 (対象業務) 国又は地方公共団体への包括的な導入・運用実績として、スマートフォンと連携したクラウド型P B Xの導入業務 (根拠資料) テクリス情報(写し)又は契約概要の説明資料等を併せて提出すること
ウ 会社概要書	・参加表明する会社の概要及び実務担当者を記載すること
エ 滞納がないことの証明 (地方税)	・地方税の滞納がないことを証明する書類は、下記のいずれかとする。 ・いずれも発行後3か月以内の原本 (ア) 市町村税すべてにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を滞納していない証明」 (イ) 課税市町村が「市町村税を滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、直近2年間の各納税証明書
オ 未納の税額がないことの証明(国税)	・国税に未納がないことを証明する書類は、下記のとおりとする。 ・いずれも発行後3か月以内の原本 (個人事業主の場合) 申告所得税及び復興特別所得税に未納がない証明書(所管税務署発行の納税証明書その3の2) (法人の場合) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書(所管税務署発行の納税証明書その3の3)

(2) 提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着とし、郵送については配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出してください。

(3) 提出期間

令和7年2月12日（水）から令和7年2月28日（金）まで

持参受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

(4) 提出先

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電 話 0772-69-0120

E-mail kikaku@city.kyotango.lg.jp

(5) 提出物の作成・部数等

2部（正本・副本 各1部）

様式番号順に並べ、左端上部1か所をホッチキス留めの上、提出してください。

(6) 書類審査

書面による審査を行います。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格結果の通知を参加表明者全員に書面で通知します。

通知時期：令和7年3月3日（月）予定

8 技術提案審査

参加資格審査により参加資格があると認められた者に対し、技術提案、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

(1) 提出物

ア 技術提案書表紙（様式第4号）

イ 業務実施方針（様式第5号）

ウ 業務実施体制（様式第6号）

エ 業務実施内容（任意様式）

オ 機能要求書（様式第7号）

カ 業務工程表（様式第 8 号）

キ 参考見積書（任意様式）

<留意事項>

様式第 5 号から第 8 号までについては、提案事業者の企業名は記載しないようにしてください。

2 社以上の事業者が連携のうえ提案する場合、技術提案審査に係る提出物は一つにまとめて提出してください。

様式の記載欄の大きさ変更及び 2 社以上の事業者が連携のうえ提案する場合の記載欄の追加は認めます。ただし、記載事項等の改変は認めません。

言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とします。

提出物	留意事項
ア 技術提案書表紙	・様式規格は A 4 サイズ ・代表者印を押印すること
イ 業務実施方針	・様式規格は A 4 サイズ ・基本的な考え方を 1, 0 0 0 字程度以内の文章で簡潔に記載すること（重点事項、組織体制、業務の進め方、配慮事項等）
ウ 業務実施体制	・様式規格は A 4 サイズ ・役割毎の担当者、人数、協力者・協力事務所等について図示及び文章により簡潔に記載すること ・統括責任者については、業務経歴及び実績として国又は地方公共団体から直接受注し、クラウド型 P B X の包括的な導入・運用業務に携わった実績について記載すること。 ・協力者等については、関係性（資本等）を記載すること。
エ 業務実施内容	・様式規格は A 4 サイズ。形式は任意 ・項枚数は 2 0 項までとすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙の方向、サイズ又は記述方向を一部変更したりすることは差し支えない。 ・以下の事項について、具体的に記載すること

	①基本的内容（構成等） ②システムの内容（機能要求書に記載事項等） ③構築スケジュール及び導入研修 ④保守（運用支援・障害時の対応等） ⑤提案者の自由記載 ・文字サイズは原則10ポイント以上（注記、ふりがな等は除く） ・記述にあたっては、平易な内容とすること。 ・業務実施内容に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として追加費用なしで提案者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務がない事項を参考記載する場合には、【参考】と明示し、混同する可能性を排除すること。
オ 機能要求書	・機能要求事項の各項目について、実現方法を次の区分に応じて、「対応区分」の欄にプルダウンから選択入力すること。 ○：標準適合（供用開始までに標準適合できるものを含む。） △：カスタマイズで対応 ×：対応不可 ・「○：標準適合」以外を選択した要件については、「備考」欄に代替手段、補足説明など、実現しないことで問題ないかを本市が判断しうる情報を記入すること。 ・「△：カスタマイズで対応」を選択した要件については、「備考」欄にカスタマイズに要する費用を記入すること。なお、参考見積にはカスタマイズに要する費用も含めることとし、合算したうえで提案上限額を超えないこと。
カ 業務工程表	・様式規格はA3サイズ ・業務実施内容で示される実施項目及び打合せ等の付随する業務について、具体的なスケジュールを記載すること
キ 参考見積書	・様式規格はA4サイズ、形式は任意 ・税抜きで記載すること ・8（1）提出書類に記載されている一切の提供業務に関する費

	用を記載すること。 ・以下の項目について、わかるように記載すること ①クラウド型P B X及びモバイル端末等の導入に係る初期費用 ②モバイル端末の月額利用料（契約期間は6年間） ③P B X等の月額利用料（付随機器等含む。契約期間は6年間） ④モバイル端末の更新に係る費用 ・審査用には添付しないこと
--	---

（２）提出方法

提出物は提出先まで持参又は郵送（提出期間内必着とし、郵送については配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出してください。

（３）提出期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月10日（月）まで

持参受付：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

（４）提出先

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電 話 0772-69-0120

E-mail kikaku@city.kyotango.lg.jp

（５）提出物の作成・部数等

8部（正本・副本 各1部、審査用 6部）

提出物は8（１）の順に並べ、インデックスラベルを付して提出してください。

審査用は様式第4号及び参考見積書を除いてください。

（６）評価項目

技術提案等の評価項目は、次に掲げるとおりとします。

次の場合は、失格とします。

ア 見積価格が「2 業務概要」（５）業務の規模（提案上限額）を超える場合

イ 機能要求事項について対応不可、かつ示される代替手段や補足説明を踏まえても最低限本市が求める機能水準を満たさない場合

配点合計：１００点

審査事項	評価項目	配点
業務実施方針	取組方針等に係る提案内容	１０点
	（１）業務実施方針・実施体制	（５）
	（２）業務工程	（５）
提案内容	業務実施内容及び機能要求に係る提案内容	４０点
	（１）通話品質、操作性に関すること	（１０）
	（２）保守・サポート体制に関すること	（１０）
	（３）情報セキュリティに関すること	（１０）
	（４）障害発生時における業務継続性に関すること	（１０）
経費の見積価格	算式１：$3 \times [\{ 1 - (\text{環境構築業務に係る見積価格}) \div (\text{環境構築業務に係る契約限度額}) \} \times 2]$ 算式２：$47 \times [\{ 1 - (\text{保守運用業務に係る見積価格}) \div (\text{保守運用業務に係る契約限度額}) \} \times 2]$ ※ [] 内が１を超える場合は１とする。 ※算定結果は小数点第一位までとし、小数点第二位以下を切り捨てる。 ※税抜きの価額で算出 ※算式１及び２により算出した点数を合算する。	５０点

(７) プレゼンテーション・ヒアリング

ア 開催日時

プレゼンテーション・ヒアリングの日時、場所、留意事項は別途通知します。

イ 時間

４０分（説明２０分、質疑応答２０分）を予定

事前準備・片付けに係る時間は含みません。

ウ 説明

説明は、パワーポイント等を使用することができます。

ディスプレイ（HDMI 接続端子）は市で準備します。なお、パソコン等の必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備してください。

エ 説明者

説明者は、本業務に配置予定の統括責任者を含む6人以内とします。

オ その他

（ア）プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とします。

（イ）自己のプレゼンテーション及びヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）は認めません。

（ウ）ヒアリングの内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明及び選定委員会委員からの質疑とします。

（エ）遅刻または欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなします。

（オ）社名が特定できるような名札等は身に着けないようにし、社名への言及や配布・投影資料等に社名が特定できるロゴ等は出さないようにしてください。

（８）審査

書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

ア 審査方法

選定委員会委員により点数評価を行います。

イ 選定方法

評価点により順位付けを行います。

（９）選考結果の通知

審査結果については、参加者全員に書面で通知します。

通知時期：令和7年3月17日（月）予定

9 資料取得方法

資料は、京丹後市ホームページに掲載しています。

10 質問受付等

（１）質問方法

ア プロポーザルに関する質問

質問書（様式第9号）に質問事項を記載し、以下のメールアドレス宛にメールにて送付してください。

メール表題は「京丹後市クラウド型電話交換機（PBX）導入等業務公募型プロポーザルに係る質疑」としてください。

なお、質問書受領後、2営業日以内に受領確認のメールを返信することを基本とします。返信がない場合は、担当部署まで電話でお問い合わせください。

(E-mail)kikaku@city.kyotango.lg.jp

イ プロポーザル手続き及び様式等に関する質問

担当部署に電話で確認すること。

<担当部署>

〒629-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市長公室 政策企画課 都市・地域拠点整備推進室

電 話 0772-69-0120

（2）質問受付期間

令和7年2月12日（水）から令和7年2月19日（水）まで

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、京丹後市ホームページに掲載します（プロポーザル手続き及び様式等に関する質問を除く。）。

1.1 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- （1）提出書類等が本要領の提出方法に適合しない場合
- （2）提出書類等が本要領に示された条件に適合しない場合
- （3）提出書類が提出期間内に提出されない場合
- （4）虚偽の内容が記載されている場合
- （5）審査の公平性を害する行為があった場合
- （6）「3 参加資格要件」に規定する各要件を欠くこととなった場合
- （7）選定委員会委員に不当な働きかけをした場合
- （8）見積価格が「2 業務概要」（5）業務の規模（提案上限額）を超える場合
- （9）その他本要領に違反すると認められた場合

1 2 契約締結

(1) 契約締結交渉

選定委員会により特定された委託候補者と契約締結交渉を行います。なお、契約交渉が不調の時は、次席者と交渉を行います（次席者不調の場合は、さらに次の順位の次席者と交渉を行う。以下同様に取り扱います。）。

本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を追加・変更・削除する場合があります。この場合、提案上限額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがあります。

(2) 契約限度額

委託候補者の特定後、契約金額は見積価格以内とします。

ア 環境構築業務 個別限度額：8,510,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 保守運用業務 個別限度額：119,462,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

上記金額は、保守運用業務に係る全ての費用（6年間分の総額）の合算とします。

(3) 契約方法

業務毎に契約を締結することを基本としますが、発注者と受注者とが協議のうえ、必要に応じて上記契約限度額の範囲内で分割して契約を締結することも認めます。

ア 環境構築業務：随意契約

イ 保守運用業務：随意契約

この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約の業務委託料等に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更、解除することができるものとします。

なお、受託者は、発注者に起因する理由で契約が変更、解除された場合において受託者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができるものとし、損害賠償額については発注者と受託者とが協議して定めるものとします。

1 3 注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出されたすべての書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。
- (3) 提出されたすべての書類は返還しません。
- (4) 提出書類を郵送する場合は、提出期限内必着とし、配達確認ができる方法に限ることとします。なお、提出書類を持参以外の方法による場合において、不達、遅配を原因とする参加者の不利益が生じたとしても本市は責任を負いません。
- (5) 提出された書類等は審査及び説明のため写しを作成し使用できるものとします。
- (6) 提出期限後は、原則提出書類の差し替え等を行うことができません。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。
- (8) 業務実績等事実確認をするため、追加資料の提出を求めることがあります。
- (9) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提出者に全て帰するものとします。
- (10) 参加表明書等の様式は、京丹後市ホームページから入手してください。